

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

会議で供される飲食費の取扱い
社内又は通常会議を行う場所会議をする場所はいろいろですが…

ビジネスでは、商談や業務の打合せなどの「会議」は欠かせません。最近の会議の場所は、堅苦しい会議室から「リラックスして会話が弾む場所」や「集中できる個室空間」へと多様化しています。カフェ風のシェアラウンジやレンタルスペース、個別のワークスペースの利用が増えてきました。

とはいえ、「飲食を伴う会議」の機会が多いことは変わりません。現行の法人税では、取引先との飲食費（社外飲食）が「1人あたり1万円以下」の場合、交際費から除外することができますが、従来より、「会議費」と「交際費等」の区分が議論されています。

「会議費」と「交際費」はどう区別する？

租税特別措置法の取扱いをまとめると、次のような「飲食費」は、「会議費」として取り扱い、「交際費等」とは考えません。

- (1) 会議に際し供される飲食であること
- (2) 会議に実態があること
- (3) 会議が社内又は通常会議を行う場所で行われた場合に通常供与される昼食の程度の飲食費の額を超えないこと

(3)の「通常会議を行う場所」というのは、場所を限定したものではなく、「供与される昼食の程度」を示す「修飾語」と解されています。会議の開催場所が社内であっても、

社外（貸会議室など）であっても、昼食の出前弁当の程度であれば、社会通念として許容範囲ということです（それにより相手方の個人的歓心を買ったとは考えない）。

「昼食の程度」は会議の背景次第！

この「昼食の程度」は、地域差や背景により異なってきます。社内の者に限定した会議ならば、1,500円程度の弁当であっても、社外の者が参加する会議ならば、5,000円程度のやや高めの弁当となる場合もあり得ます。重要な交渉をする場面（例えば、合併や事業譲渡の交渉）では、情報が漏れないようにホテルの会議室を利用することもあります。そこで1万円超の昼食が提供されたとしても、「通常会議を行う場所（ホテル）」で「通常供与される昼食」と考えます。

領収書の保存だけではトラブルに！

いずれにせよ会議の「実態」と結びつけて、個別に判断されます。特に酒食を供する料理店やリゾート施設では、その飲食費が「会議室に代替しうる場所」での「昼食程度」のものなのか、説明が必要です。会議の「スケジュール記録」「議事録」「精算書」などの説明資料を準備しておきましょう。



今日の目的は、あくまでも「会議」ですからね！

外貨運用の落とし穴 最高裁が「課税あり」と判断

為替差益は「換えた瞬間」に課税される

海外で資産を運用する経営者が増えています。円安が続くなか、外貨建ての金融商品や海外口座を活用してリターンを追う動きは自然なことです。今年6月に出た最高裁判決が、その運用に伴う税務リスクを明確に示しました。令和8年6月16日、最高裁判所は、スイスの金融機関に運用を一任していた居住者に対する更正処分が適法であるとする判断を下しました。

問題となったのは、ドルでユーロを買う、外貨で外国株式を購入するといった「外貨同士の交換」です。外貨を円に戻したときだけ課税されると思っている方が多いのですが、外貨から別の外貨に換えたその瞬間にも、為替差益が「雑所得」として確定し、確定申告が必要になります。

「任せているから知らない」では通らない

今回の事案では、本人が直接操作するわけではなく、外国の金融機関に運用を「一任」していました。それでも最高裁は、個々の通貨交換や外貨建て有価証券の取得のたびに課税関係が生じると明示しました。「運用はプロに任せているので自分には関係ない」という認識は、税務上は通用しません。

海外の金融機関が発行する運用報告書には円換算の損益が記載されていないことが多く、ご自身で取引明細を取り寄せ、取引ごとに円換算額を確認する必要があります。

申告漏れが発覚したときのリスク

申告漏れが税務署に把握された場合、本来の税額に加えて過少申告加算税が課されます。さらに、故意に隠したと認定されれば重加算税の対象となる可能性もあります。

近年、国際的な情報交換制度（CRS）の整備により、海外口座の残高や取引状況は各国税務当局間で共有されており、「海外だからわからない」という認識はもはや通用しません。

備えは今からでも遅くありません

外貨建て資産を保有されている方にまずお願いしたいのは、海外口座の取引明細を金融機関に請求し、外貨同士の交換や外貨建て有価証券の取得が発生していないかを年ごとに確認することです。取引日ごとの円換算額の計算は地道な作業ですが、正確な申告の土台となります。心当たりのある方は、早めに専門家へご相談ください。



判決では裁判官が租税法律主義の観点から望ましい状況ではないと補足意見を出しているが……

2026年版中小企業白書を読み解く 金利上昇と資金調達の今

金利は高止まり、借入負担が増している

日本銀行が利上げ方向へと政策を転換する中、中小企業の資金調達環境は大きく変わりつつあります。2026年版中小企業白書によると、中小企業の借入金利水準判断DIは足下では若干低下しているものの、依然として高い水準が続いており、多くの企業が金利上昇の重荷を肌で感じていることが分かります。長らく続いたゼロ金利・低金利時代が終わりを告げ、借入コストを意識した財務管理が改めて強く求められる局面に入っています。変動金利で借入を行っている企業は、返済額の増加を具体的に試算した上で、手を打つタイミングを逃さないことが今まさに急務と言えます。

円安と物価上昇がコストを直撃する

さらに深刻なのが、円安と物価上昇の長期化です。2025年度も歴史的な円安水準は継続しており、円ベースで見た輸入物価指数は高い水準が続いています。国内企業物価指数と消費者物価指数も引き続き上昇傾向にあります。原材料・エネルギー・食品などを仕入れる中小企業にとってコスト増加圧力は一段と強まっており、価格転嫁が十分に進まない企業ほど収益が削られ続けるという厳しい現実があります。自社のコスト構造がどう変化しているか、専門家に相談してもいいかもしれません。

借入金増加と現預金横ばいが示すリスク

財務省「法人企業統計調査年報」によると、中小企業の借入金等は直近では増加に転じており、現預金残高は横ばいで推移しています。借入金が増加傾向にある中、金利負担の増加が重なることで資金繰りへの影響が顕在化しやすい状況が続いています。こうした時こそ手元流動性の水準を定期的に確認し、いざという時のために早めに手を打てる態勢を整えておくことが重要な意思決定と言えるでしょう。

資金繰りの「見える化」が最初の一手

こうした局面だからこそ、自社の資金繰り状況を「見える化」することが最初の一手です。借入金が月商の何か月分にあたるか、返済に何年かかるか、この2つの数字を把握するだけで、金融機関との交渉も資金調達の判断も大きく変わります。金利優遇のある政策金融の活用も選択肢に入れながら、手を打つなら早いほど選択肢は広がります。



物価の上昇が続く限り、金利は上がっていくことが予想されます。



取締役の解任手続きと正当理由の有無～会社が負う責任とは？（6回目）

【質問】

問題のある取締役を解任したいのですが、株主総会で決議すれば足りるのでしょうか。手続きに不備があると無効になるのではないかと、また、正当な理由がないとして損害賠償を請求されないかと不安です。

【回答】

前回までは解任する側の視点で解説しました。今回は「解任される側」視点で解説します。

【解説】

取締役はいつでも理由なく解任される立場にあります。
しかし、対抗する手段はいくつかあります。
以下では、解任の対象となった取締役が採りうる対抗策につき解説します。

(1) 事前防止策を講じる方法

例えば、名義株の問題や新株発行手続きに不備があるため株式の帰属や議決権の数に問題がある場合、株主総会開催禁止の仮処分や議決権行使禁止の仮処分の申立てが検討できます。また、従前から適法な株主総会が開催されていない場合、解任手続きを進めようとしている取締役は適法に選任されたことにはなっていない以上、手続き自体を進める権限がないことを理由に職務執行停止仮処分の申立てを行うことも考えられます。

これらのポイントは、解任それ自体を問題視するのではなく、そもそも会社はこれまでに会社法上の手続きを適切に履行してきたのかという全体を問題視し、何か綻びがあるのであれば、そこを徹底的に突いていくという点にあります。

中小企業の場合、会社法上の手続きを適法に実践していない方がむしろ通常ですので、手続き上の問題点は必ず見つかると言っても過言ではありません。しかし、株主総会を開催されるまでの僅かな時間で証拠を収集し、裁判所に仮処分の申立てを行うことは現実問題としては難しいところがあります。

したがって、検討の余地はあるものの、権利行使に至らないというのが実情のようです。

(2) 事後的に解任決議の効力を争う方法

繰り返し解説していますが、取締役を解任するに際しては、その解任理由を問いません。このため、事後的に解任決議の効力を争う方法とは、専ら解任決議に至るまでの「手続き上の不備」を理由とした対処法となります。

例えば…

- ・株主総会決議不存在確認訴訟（例えば、従前より適法な株主総会が開催されていなかった場合など。会社法第 830 条第 1 項）

- ・株主総会決議取消請求訴訟（例えば、招集手続きに法令違反があった場合など。会社法第 831 条）

などが考えられます。

なお、上記訴訟には一定の時間を要することから、その期間中の取締役としての地位を回復するべく、「取締役の地位を仮に定める仮処分」の申立ても並行して進めることも検討する必要があります。

(3) 使用人兼務取締役を主張する方法

取締役と使用人（労働者）は法的地位を異にするものの、両者の地位は同時に併存しえます。例えば、取締役として業務執行しつつも、一方で経理部長や開発責任者等の肩書で現場業務にも従事している場合、両者の地位が併存しているので使用人兼務取締役として取り扱われることになります。

さて、使用人兼務取締役の場合、対象者が取締役として解任されたとしても、使用人（労働者）の地位まで当然に剥奪されたことにはなりません。

労働者の地位まで剥奪するのであれば、解雇手続きを踏む必要があります。そして、解雇手続きを実施する場合、「客観的に合理的な理由があり、かつ当該理由が社会通念上相当」な理由がない限り、解雇することができません（労働契約法第16条）。

以上の地位の相違を捉えて、解任対象となった取締役は、正当性がないとして損害賠償を請求しつつ、使用人としての地位は存続しているとして勤務を希望するという対抗手段を講じることが可能となります。

【新制度!】スマートレジ導入が補助金で優先採択へ！

店舗のレジ入替を検討している事業者様に、注目の補助金情報です。

このたび、スマートレジの導入が「デジタル化・AI 導入補助金 2026」で明確に支援されることになりました。さらに、第3回公募からスマートレジの導入が優先採択の対象となっています。「そろそろレジを入れ替えたい」という事業者様は、ぜひチェックしておきたい制度です。

■ スマートレジが「優先採択」の対象に！

今回の大きなポイントは、単にレジが補助対象になるということではありません。

2026年8月、事務局からスマートレジの導入を促進する方針が示され、第3回公募からスマートレジ導入を優先採択する取扱いが開始されました。

つまり、これまでのIT導入補助金の枠組みを活用しながら、今後はスマートレジの導入がより積極的に支援されるということです。

※「スマートレジ補助金」という独立した新しい補助金が創設されたわけではなく、既存の「デジタル化・AI 導入補助金」における新たな支援策です。

■ さらに「事前着手」も可能に！

もう一つ注目したいのが、スマートレジに関する事前着手制度です。

通常の補助金では、交付決定前に購入・契約をすると補助対象外となるのが原則です。

今回、スマートレジについては、2026年9月15日以降に導入やPOSレジの改修等に着手し、その後に補助金を申請できる仕組みが設けられました。申請受付は2027年1月頃が予定されています。

■ ただし、どんなレジでもOKではありません

デジタル化・AI 導入補助金を利用する場合、事務局に登録されたITツールを、登録されたIT導入支援事業者を通じて導入することが基本です。

そのため、「好きなレジを購入して、後から補助金を申請」ということはできません。

スマートレジの導入を検討されている場合は、対象となるITツール・導入事業者・申請時期を事前に確認することが重要です。

【「レジの入替を考えていた」という方には、今回の制度を活用できる可能性があります。】

スマートレジの導入を検討されている事業者様は、導入を予定しているレジ販売事業者に、今回の補助金を活用できるか直接確認してみてください。

デジタル化・AI 導入補助金では、登録されたITツールを、登録されたIT導入支援事業者を通じて導入する仕組みとなっており、IT導入支援事業者が補助金の申請手続きをサポートする制度となっています。

そのため、レジの導入を検討されている場合は、購入予定のレジ販売事業者に「デジタル化・AI 導入補助金を活用できますか？」と確認してみるとよいでしょう。

※本記事は2026年9月18日時点の公表情報をもとに作成しています。事前着手制度の詳細な対象経費・申請要件等については、今後公表される公募要領をご確認ください。